

令和5年分 市・県民税（住民税）申告 及び所得税・復興特別所得税の確定申告

渋川市

市・県民税申告（以下「住民税申告」）及び所得税・復興特別所得税の確定申告（以下「確定申告」）は、皆様からの申告に基づいて税額を決定するために必要な手続きです。

今回申告していただく所得は、令和5年中（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間）に得た所得です。以下の内容を参考に申告してください。

申告期限は、令和6年3月15日（金）です。 お早めに申告してください。

◆申告受付日時◆

場 所	期 間 (土・日曜日、祝日・休日は除く)	時 間
市役所第二庁舎あじさいホール	令和6年2月1日（木）	午前の部 9:00～11:30
	～3月15日（金）	午後の部 13:00～15:30
伊香保行政センター 小野上行政センター 子持行政センター 赤城行政センター 北橋行政センター	令和6年2月16日（金） ～3月15日（金）	午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:00～15:30

※ 第二庁舎では整理券を配布しますが、規定枚数に達し次第配布終了となります。

※ 各行政センターでは事業所得（営業・農業）・不動産所得がある方は受付できません。これらの所得がある方は、第二庁舎で申告してください。

◆申告にあたってのお願い◆

▽ マスクの着用など、感染症対策をお願いします。

▽ 混雑状況によっては、午前中にお越しいただいたとしても午後の受付になる場合があります。お時間に余裕を持ってお越し下さい。

▽ 申告会場は例年混雑します。確定申告はインターネット（国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」）でもできますので、是非ご活用ください。

▽ 次の申告については、渋川市では申告相談を受けられません。ビエント高崎（高崎税務署）での申告相談または国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

①譲渡所得（土地建物、株式、先物取引等）、山林所得、利子所得、総合譲渡所得、分離退職所得の申告

②住宅借入金等特別控除を受ける方のうち、1年目の申告及び連帯債務の申告

③青色申告、繰越損失申告、修正申告

④令和4年分以前の確定申告

⑤その他特殊な内容

暗号資産、変動所得、相続等にかかる生命保険契約に基づく年金、外国で受け取っている年金、年間取引報告書を用いて行う申告、雑損控除、外国居住の人を扶養に追加する申告、災害減免）の申告

◆インターネットによる確定申告「e-Tax」のご案内◆

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、申告に必要な書類を揃え、画面の指示に従って入力をすれば、申告書を作成できます。

※ スマートフォンでもご利用いただけます。

※ マイナンバーカードやICカード対応スマホ、ICカードリーダーなどがあると、そのままインターネット経由で申告できます。

詳しくは、右記QRコードの読み取りまたは、「作成コーナー」で検索！



◆電話で住民税申告ができます◆

軽微な内容であれば、電話で住民税申告を受け付けます。申告会場にお越しいただくことが難しい場合などは、まずはご一報ください。

申告会場直通 ☎ **0279-22-2251**

電話申告受付期間 令和6年3月15日（金）まで（土日祝を除く）
午前9時～11時30分 午後13時～15時30分

※住民税申告の内、電話で受付できるのは次の内容に限ります

(1) 収入がない場合の申告 (2) 扶養や社会保険料控除（市で確認できるもの）の追加

※確定申告は電話で受付できません

◆住民税申告の郵送受付◆

渋川市では住民税申告書様式等を各ご家庭に郵送していませんが、次の①～③をすべて満たしていれば、住民税申告を郵送で受け付けます。

- ① 渋川市ホームページから住民税申告書等を印刷できる
・市から様式等を郵送することはありません。
- ② 自身で所得や控除を計算し、住民税申告書に記載できる
- ③ 計算した結果、所得税が発生しない
・所得税が発生または還付がある場合は確定申告をしてください。
・収入がなかった場合は電話申告が可能です。

※ 郵送していただいた申告の内容に関してご連絡させていただく場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

※ マイナンバーが記載された書類を提出するときは、マイナンバーカードの写し（両面）を添付する必要があります。

※ 送られた住民税申告書及び添付されている資料は市の課税資料となり、返却できません。

※ 住民税申告書の控えが必要な場合は、郵送する際にその旨を記載し、記載済の申告書2部と返信用封筒を同封してください（要切手）。受付印を押し1部を返送いたします。

送付先: 〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地 渋川市役所 税務課市民税係

申告に必要なもの

チェック欄

- 黒のボールペン

感染防止対策のため、筆記用具は持参してください。

なお、鉛筆やフリクションボールペン（消えるインク）は使用できません。

- マイナンバーのわかるもの・本人確認書類（確定申告の場合）

- 利用者識別番号のわかるもの（確定申告の場合）

税務署が発行する16ケタの番号です。番号が交付済みの方には税務署から番号の通知書類が届いています。または、税務署から送付される、確定申告お知らせハガキにも記載されています。

- 令和5年中の収入を証明するもの

・給与所得者・・・源泉徴収票または事業主の支払証明書

・年金受給者・・・源泉徴収票

・事業所得及び不動産所得・・・収支内訳書

※申告の際はあらかじめ収支内訳書を完成させてからお越してください。

・その他収入や経費が分かる書類

} コピー・データ可

- 社会保険料（国民健康保険、国民年金等）・生命保険料・地震保険料等の控除を受ける方は、令和5年中に支払った金額を確認できる証明書

※市役所第二庁舎または各行政センターにて申告する場合、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書は省略することができます。

- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または証明書

- 勤労学生控除を受ける方は、学生証

- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書

※医療費控除の明細書様式は税務課や各行政センター窓口にて配布しています。また市ホームページ等からダウンロードすることもできます。

※医療費控除を申告する場合は、あらかじめ医療費控除の明細書を完成させてからお越してください。

- 寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書

※ふるさと納税ワンストップ特例をご利用されている方は、確定申告をすると特例が無効になります。確定申告をする場合は必ず寄附金控除も申告してください。

- 申告者の口座番号がわかるもの（還付申告の場合）

※ マイナンバーが記載された書類の提出をするときは、本人確認が必要になります。申告書にマイナンバーを書き入れた場合は、申告者本人がマイナンバーカードを持ってお越してください。郵送による申告の場合はマイナンバーカードのコピーを添付してください。

◆事業（営業、農業）所得・不動産所得がある方へ◆

▽ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずる業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要になりました。

▽ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない白色申告の方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

※記帳のしかたについてお分かりにならない点がありましたら、高崎税務署にお尋ねいただくか、国税庁のサイトをご覧ください。

高崎税務署 TEL027-322-4711（代表）

◎収支内訳書について

▽ 確定申告では、事業所得（営業・農業）及び不動産所得を申告しようとするときは「収支内訳書」を提出していただくことになっています。

▽ 事業所得、不動産所得があっても所得税が発生しない場合は確定申告をする必要はありません（青色申告等を除く）が、住民税申告はする必要があります。そのため、「収支内訳書」の作成をお願いいたします。



◆医療費控除がある方へ◆

▽ 医療費控除は、1年間に支払った医療費等の合計額が10万円（または合計所得金額の5%のいずれか少ない方）を超える場合、その超えた分が控除の金額となります。

▽ 医療費は、本人及び生計を一にしている親族の分も合算することができます。

▽ 医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。その集計に使った領収書は、申告者が5年間保管する必要があります。申告内容によっては調査の連絡が行く場合がありますのでご承知おきください。

▽ 「医療費の明細書」に健康保険組合等から届く「医療費のお知らせ」を添付すれば、そのお知らせに掲載されている分の医療費の領収書は5年間保管する必要はありません。

▽ 生命保険金や高額療養費など、その医療に係る補てんを受けている場合は、それらも計上する必要があります。

◎セルフメディケーション税制について

▽ 医療費控除の特例として、セルフメディケーション税制が創設されました（R8.12.31まで）。控除対象の薬（スイッチOTC医薬品）は、購入した時のレシートに何らかの記載がありますので、レシートは保管しておいてください。



▽ セルフメディケーション税制の場合、対象の薬の購入費を合計して、1万2千円を超える場合、その超えた分が該当します（8万8千円が限度）。

ただし、この制度が従来の医療費控除、どちらか一方でしか控除できません。

▽ この特例を利用するには、申告する方が健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っていることを示す必要があります。人間ドックや予防接種の領収書も用意してください（取組に要した費用は控除対象外です）。